

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設管理運営業務仕様書

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設について指定管理者が行う業務は、関係法令等に基づくもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

① 利用の許可

ア 利用の許可及び許可を受けた事項の変更許可を行うこと。

許可に関する問い合わせ対応、利用希望者への申請書等書類の送付、許可申請書の受付、審査、船舶の現地確認等を含む。

イ 許可に関して、管理上必要な範囲内での条件附加を行うこと。

ウ 利用を許可する期間は1年以内（当該年度内）とすること。

ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

エ 利用許可に関して、暴力団の活動に利用される疑いのある場合は、県の定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、県と協議の上、適正に事務処理しなければならない。

② 申請書等の受付

原則として次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て利用受付日及び利用受付時間を変更することができる。

ア 受付日及び受付時間

1月4日から12月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に該当する日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 受付場所

宇佐漁港区域付近で指定管理者が受付場所を定め、利用者にわかりやすいよう明示すること。

(2) 利用料金の収受に関する業務

① 利用料金の徴収

ア 指定管理者は、施設の利用料金を自らの収入として徴収すること。

イ 利用料金は、許可の際に全額徴収すること。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、年度の初めに当該年度分の利用料金を徴収すること。

② 利用料金の制定

ア 利用料金は、条例で定める額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めること。

イ 利用料金の減免及び還付については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て要件を定め、それに該当する場合に行うこと。

(3) 施設の維持管理に関する業務

① 保守管理業務

- ア 係船環、タラップ等の損傷の有無を確認するための定期的な巡視点検業務
- イ 損傷を発見した場合の修繕業務（1箇所10万円を超える修繕を除く。）
- ウ 1箇所10万円を超える修繕が必要な場合の応急対応と県への通報
- ② 清掃等環境美化に関する業務
 - ア 各水域係留施設付近の定期的な清掃業務
 - イ 橋田陸上船舶保管施設内の日常的な清掃業務
- ③ 施設及び設備の維持管理の不備を理由とする損害賠償請求への対応
 - ア 損害賠償保険への加入等によるリスクへの対応
 - 施設内での人身事故や物損事故が発生し、管理者責任による損害賠償責任を負った場合に備えて、次の賠償責任保険に加入すること。

保険の基本的内容の基準

| | | |
|------|--------|----------------|
| 対人賠償 | 1名につき | 30,000,000円以上 |
| | 1事故につき | 100,000,000円以上 |
| 対物賠償 | 1事故につき | 5,000,000円以上 |

- イ 損害賠償請求者との交渉と県への報告

(4) 施設の運営管理に関する業務

- ① 水域係留施設に関する業務
 - ア プレジャーボート係留区域の明示
 - イ 新規利用希望者の係留場所の配置選定
 - ウ 利用者間の調整、トラブルの防止
- ② 陸上保管施設に関する業務
 - ア 施設の開閉及び開閉時間についての利用者との調整
 - イ 保管場所の配置選定
- ③ 指定管理施設の巡視及びプレジャーボートの監視
 - ア 許可船舶の係留位置の日常的な点検
 - イ 放置船の確認と県への通報
 - ウ 未許可船舶所有者への許可申請等に関する指導
- ④ 利用者の安全確保
 - ア 船舶の異常を発見した場合における利用者への連絡、応急的安全措置
- ⑤ 県民への対応
 - ア 電話等での問い合わせに対する丁寧な対応
 - イ 利用者及び県民からの苦情に対する適切な対応と県への報告

(5) 地元漁業者、関係機関との調整等

- ① 地元漁業者及び漁協との調整、紛争解決
- ② 地元自治体、海上保安部等との連絡、調整

(6) 県への報告

- ① 事業計画書
 - 毎年度、県が指定する期日までに宇佐漁港プレジャーボート等保管施設事業計画書を作成し、県に提出すること。

② モニタリング

ア 指定管理者の自己点検（セルフモニタリング）

指定管理者の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的、継続的に自己点検を行い、その結果をふまえて主体的に業務改善に取り組むこと。

イ 利用者満足度調査等の実施

利用者の満足度や意見、要望等を適切に把握し、管理運営に反映するため、利用者へのアンケート調査や意見箱の設置、ホームページでの意見募集等を行い、利用者の意見等の把握に努めること。

ウ モニタリングの実施への協力

県は、指定管理者から定期的に業務や経理等の状況報告を求め、実施において業務の履行状況の調査を行い、点検（モニタリング）を実施するものとする。

③ 業務報告書

ア 年次業務報告書

毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、県に提出すること。

イ 月次業務報告書

毎月終了後 10 日以内に事業報告書を作成し、県に提出すること。

ウ その他の報告

管理運営業務の実施状況を把握するために必要な事項について、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

エ 業務改善

事業報告書等に基づき県から業務改善勧告があった場合は、速やかにそれに応じること。

(7) その他

① 経費の負担

ア 消耗品等の購入費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、使用賃借料、物品など指定管理業務の遂行に必要な経費については、指定管理者が利用料金収入を得た中から負担とすること。

イ 施設の管理運営に欠くことのできない物品で、現に存するものについては、一覧表を作成の上、県が貸与する。県が貸与した物品は、常に良好な状況に保つものとし、必要に応じて修繕及び補充を行わなければならない。

指定管理者が購入した物品は、原則として、指定管理者に帰属するものとする。ただし、県があらかじめ指定した物品及び本業務に欠くことのできないと認められる物品については、指定期間が終了後、県が指定する者に引き継ぐものとする。

2. 適正な管理の実施

(1) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県が認めた場合はこの限りではない。

(2) 関係法令等の遵守

指定管理業務は、本仕様書のほか、関係法令等を遵守しなければならない。特に、次に掲げる法令には十分に留意すること。

- ① 高知県漁港管理条例、同施行規則
- ② 漁港及び漁場の整備等に関する法律
- ③ 地方自治法
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- ⑤ 指定管理業務の遂行に関するその他の法令

(3) 秘密保持義務

指定管理者は、高知県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を保護すること。
指定管理者の指定の期間が終了した後も同様とする。

(4) 情報公開

指定管理者は、文書の開示については、高知県情報公開条例に準じて規程を定め、積極的に情報の公開に努めること。

(5) 環境への配慮

指定管理者は、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に努めること。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領した文書等は、適正に管理及び保存しなければならない。また、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡すこととする。

(7) 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の責任分担は、別添「責任及びリスク分担の区分表」で定めるとおりとする。ただし、内容に疑義がある場合又は表に定めのない場合は、県と指定管理者の協議により責任分担を決定するものとする。

3 その他

(1) 経理について

- ① 経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分すること。
- ② 指定管理者としての管理業務に係る収入及び経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理し、他の業務に係る経理とは区分すること。

(2) 業務の準備、引継ぎ

- ① 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理業務を円滑に行うことができるように、自己の責任及び負担において必要な体制を整えること。
- ② 指定期間の終了又はその他の理由により、指定管理者の業務が終了するときは、円滑に次期指定管理者又は県に業務を引き継ぐこと。その際、業務に必要な文書やデータ等も引き継ぐこと。

責任及びリスク分担の区分表

| 項 目 | 内 容 | 高知県 | 指定管理者 |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|------|-------|
| 施設の利用許可、変更許可、許可の取消し | 許可に関する問い合わせ対応、申請書類等の送付、受付、審査、船舶の現地確認等を含む | | ○ |
| 利用料金の収入 | 利用料金の制定（条例で定める額の範囲内で高知県の承認を得て定める額）及び徴収 | | ○ |
| 利用料金の還付、減免 | あらかじめ高知県の承認を得て定める要件に該当するもの | | ○ |
| 施設の修繕 | 1箇所10万円を超えるもの | ○ | 県へ報告 |
| | ただし、施設管理上の瑕疵に起因するもの | ○ | ○ |
| | 1箇所10万円以下のもの | ○ | ○ |
| | ただし、災害等の不可抗力に起因するもの | ○ | 応急措置 |
| 施設の変更 | 本来の効用の増加を目的とするもの 管理業務の効率的な実施を目的とするもの | ○ | ○ |
| 施設内の清掃、環境保全 | 各水域係留施設及び陸上船舶保管施設 | | ○ |
| 保険への加入 | 損害賠償保険 | | ○ |
| 利用者等の第三者への損害賠償 | 施設設置上の瑕疵によるもの | ○ | ○ |
| | 施設管理上の瑕疵によるもの | | ○ |
| | 上記以外のもの | 協議事項 | 協議事項 |
| プレジャーボート施設利用許可以外の許可業務 | 区域内の行為の許可 | ○ | |
| | 施設等の目的外使用許可 | ○ | |
| | 区域内の占用の許可 | ○ | |
| 災害時の対応 | 連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置 指揮、指示、復旧措置 | ○ | ○ |
| 施設の管理運営業務 | 施設の定期的な巡視点検業務 | | ○ |
| | プレジャーボートの係留区域の明示、係留場所の決定、利用者間の調整 | | ○ |
| | 未許可船舶所有者への申請等に関する指導 | | ○ |
| | 放置船の誘導、撤去命令 | ○ | 県へ通報 |
| 利用者の安全確保 | 船舶の異常発見時における利用者への連絡、応急的安全措置対応 | | ○ |
| 利用者、漁業者及び周辺地域住民への対応（調整、紛争解決、苦情処理、事故対応等） | 施設設備の設置自体に対するもの | ○ | |
| | 管理業務全般に対するもの | | ○ |
| | 地域との協調、協力 | | ○ |
| | 地元自治体、海上保安部等との連絡、調整 | | ○ |
| | 上記以外のもの | 協議事項 | 協議事項 |
| 利用の促進 | 利用拡大に向けた広報、要望収集等 | | ○ |
| 経費の負担 | 消耗品等の購入、光熱水費、修繕料（1箇所10万円以下）、通信運搬費、使用賃借料等 | | ○ |
| | 不可抗力による業務中止等に伴う経費の増減 | 協議事項 | 協議事項 |
| | 不可抗力による業務中止等に伴う収入の減少 | | ○ |
| 施設の設置、事業内容等の変更 | 県の施策の展開に伴う施設の設置、事業内容、業務内容等の変更 | ○ | |
| 休業、事業中止等 | 施設本来の瑕疵によるもの | ○ | |
| | 事故、災害等の不可抗力によるもの | 協議事項 | 協議事項 |
| | 管理上の瑕疵によるもの | | ○ |
| | 保守点検によるもの | | ○ |
| セキュリティ | 管理業務及び警備体制の不備による個人情報の漏洩、犯罪の発生 | | ○ |
| 物価等の変動 | 物価、金利等の変動 | | ○ |
| 需要の変動 | 利用者数、利用料金収入の増減 | | ○ |
| 事業終了および引継ぎ | 期間満了または指定取消し等にかかる明け渡し費用、業務引継ぎ費用 | | ○ |

※協議事項については事案ごとの原因により判断する。

宇佐漁港指定管理施設一覽表

| 施設種別 | 地区名 | 係留(保管) 可能隻数 | 施設名称 | 区分 | 施設延長 (面積) |
|------------|--------|----------------|------------------|--------|----------------------|
| 水域係留 施設 | 橋田 | 55 | 東船溜(だまり)導流堤 | 浮き棧橋 | 150.0 m |
| | | | 橋田防波堤(南側部分) | 係船環A | 35.0 m |
| | 新町 | 115 | 新町防波堤No. 2 | 係船環A | 30.0 m |
| | | | 新町内防波堤 | 係船環A | 102.5 m |
| | | | 新町岸壁 | 係船環A | 17.0 m |
| | | | 新町防波堤(東) | 係船環A | 15.0 m |
| | | | 新町防波堤(西) | 係船環A | 85.5 m |
| | 福島 | 52 | No. 1 福島防波堤(その1) | 係船環A | 49.0 m |
| | | | No. 2 福島防波堤(その2) | 係船環A | 39.0 m |
| | 塩浜 | 21 | 小港南防波堤 | 係船環A | 34.0 m |
| | | | 小港西防波堤 | 係船環A | 13.0 m |
| | | | 塩浜東護岸(その1) | 係船環B | 16.5 m |
| | | | 塩浜東護岸(その2) | 係船環B | 12.5 m |
| | | | 塩浜防波堤 | 係船環A | 10.5 m |
| | | | 塩浜物揚場 | 係船環A | 25.0 m |
| | 灘 | 124 | 河口左岸護岸 | 係船環B | 40.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防波堤(その1) | 係船環C | 100.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防波堤(その2) | 係船環B | 30.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防波堤(その3) | 係船環C | 20.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その1) | 係船環C | 47.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その2) | 係船環B | 5.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その3) | 係船環C | 12.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その4) | 係船環B | 10.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その5) | 係船環B | 23.0 m |
| | | | 灘船溜(だまり)防潮堤(その6) | 係船環C | 10.0 m |
| | 井の尻 | 49 | 井の尻1号防波堤 | 浮き棧橋 | 50.0 m |
| | | | 井の尻防潮堤 | 係船環A | 70.0 m |
| | 竜 | 2 | 竜防波堤 | 係船環A | 16.0 m |
| | 萩浜 | 30 | 萩浜内防波堤 | 係船環A | 68.0 m |
| | | | 萩崎物揚場 | 係船環A | 11.0 m |
| | 宇津賀 | 9 | 宇津賀防波堤 | 係船環A | 10.0 m |
| | | | 宇津賀物揚場 | 係船環A | 10.0 m |
| 堂ノ浦 | 10 | 堂ノ浦防波堤 | 係船環A | 52.0 m | |
| 入戸 | 8 | 入戸防波堤 | 係船環A | 45.0 m | |
| 白鷺 | 4 | 白鷺防波堤 | 係船環A | 25.0 m | |
| | 1 2 地区 | 479 | 3 6 施設 | — | 1,338.5 m |
| 陸上保管 施設 | 橋田 | 100 | 橋田船舶陸上保管施設 | — | 5,576 m ² |
| | 1 地区 | 100 | 1 施設 | — | 5,576 m ² |

※水域係留施設の「区分」は、高知県漁港管理条例別表第1の2による。

貸与物品及び引継物品一覧表

県からの貸与物品

| 貸 与 物 品 | 数 量 |
|----------------|-----|
| 船舶引上げ用ウィンチ設備一式 | 1 |
| ウィンチ用の配電設備 | 1 |
| 浮 棧 橋 | 1 |

前指定管理者からの引継物品

| 引 継 物 品 | 数 量 |
|---------|-----|
| フォークリフト | 1 |